

第4章 申請手数料

開発許可等の申請に当たっては、埼玉県手数料条例別表に定める手数料を、埼玉県電子申請・届出サービスにて納入します。

手数料の額は次のとおりです。

1 開発行為許可申請手数料（法第29条第1項、同条第2項）

| 開発区域の面積 (ヘクタール) | 予定建築物が 自己の居住の用に 供されるもの (自己居住用) | 予定建築物等が 自己の業務の用に 供されるもの (自己業務用) | その他 (非自己用) |
|--------------------|---|--|---------------|
| 0.1未満 | 9,100円 | 14,000円 | 91,000円 |
| 0.1以上 0.3未満 | 23,000円 | 32,000円 | 140,000円 |
| 0.3以上 0.6未満 | 45,000円 | 68,000円 | 200,000円 |
| 0.6以上 1.0未満 | 89,000円 | 125,000円 | 280,000円 |
| 1.0以上 3.0未満 | 135,000円 | 210,000円 | 420,000円 |
| 3.0以上 6.0未満 | 180,000円 | 280,000円 | 550,000円 |
| 6.0以上 10.0未満 | 230,000円 | 360,000円 | 710,000円 |
| 10.0以上 | 320,000円 | 510,000円 | 930,000円 |

2 開発行為変更許可申請手数料（法第35条の2第1項）

| 変更理由 | | 手数料 |
|--|--------------------------|--------------------------|
| (1) 設計変更 | 開発区域の面積に応じ上記表に規定する額の1/10 | (1)、(2)、(3)の額の合算額 |
| (2) 新たな土地の開発区域への編入による変更(法第30条第1項第1号～第4号) | 新たに編入される面積に応じ上記表に規定する額 | (ただし930,000円を超えない範囲とする。) |
| (3) その他の変更 | 10,500円 | |

その他の変更には次のようなものがあります。

- ア 予定建築物の用途の変更
- イ 資金計画の変更
- ウ 工事施行者の変更

3 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料（法第41条第2項・法第35条の2第4項）

| | |
|-----|---------|
| 手数料 | 48,000円 |
|-----|---------|

4 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（法第42条第1項）

| | |
|-----|---------|
| 手数料 | 27,000円 |
|-----|---------|

5 建築等許可申請手数料（法第43条第1項）

| 敷地の面積（ヘクタール） | 手数料 |
|--------------|----------|
| 0.1未満 | 7,100円 |
| 0.1以上 0.3未満 | 19,000円 |
| 0.3以上 0.6未満 | 42,000円 |
| 0.6以上 1.0未満 | 74,000円 |
| 1.0以上 | 107,000円 |

6 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料（法第45条）

| 承認申請の種類 | 手数料 |
|--|---------|
| 自己の居住の用に供するもの・自己の業務の用に供するもの（開発区域の面積1ヘクタール未満） | 1,800円 |
| 自己の業務の用に供するもの（開発区域の面積1ヘクタール以上） | 2,900円 |
| その他のもの | 18,000円 |

7 開発登録簿の写しの交付手数料（法第47条第5項）

| | |
|---------|------|
| 用紙一枚につき | 520円 |
|---------|------|

8 適合証明書の交付手数料（省令第60条第1項）

| | |
|-----|--------|
| 手数料 | 6,400円 |
|-----|--------|

※ 埼玉県（地方公営企業及び病院局を含む）が申請主体となる適合証明書の交付については、埼玉県手数料条例第5条第2号の「公益上特に必要と認められる」ことから、手数料を免除する。

自己・非自己の区分については、P.76を参照。